

秋田県観光 DMP 運用規程

(目的)

第 1 条 この規程は、秋田県（以下「県」という。）が運用し、県内観光データと広域観光データで構成する秋田県観光 DMP（データ・マネジメント・プラットフォーム。以下「DMP」という。）の使用条件等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 県内観光データ 第 3 条第 1 項に定めるデータをいう。
- 二 広域観光データ 一般社団法人東北観光推進機構が運用する東北観光 DMP に格納されたデータをいい、その運用等については当該関係規程の定めるところによる。
- 三 参加団体等 第 5 条の規定によりアカウントの発行を受けた県内の特定区域をマーケティングやマネジメントの対象とする観光地域づくり法人（以下「参加 DMO」という。）及び宿泊事業者（以下「参加宿泊事業者」という。）をいう。
- 四 アカウント ID とパスワードによって構成される参加団体等を識別する情報をいう。
- 五 ダウンロードデータ 県内観光データをエクセルファイル等に保存したデータをいう。
- 六 成果物 県及び参加団体等がこの規程に従い DMP を使用し作成したデータ及び資料等の二次著作物をいう。

(県内観光データ)

第 3 条 県内観光データは次の各号に掲げるものとする。

- 一 宿泊者データ
 - 二 統計データ
 - 三 Web 及び SNS データ
- 2 前項第 1 号の宿泊者データは、株式会社 JTB が提供する宿泊データ分析システムにより匿名処理されたデータとし、宿泊施設ごとのデータ（以下「自施設データ」という。）及び県内の特定区域に所在する宿泊施設のデータを集計したデータ（以下「エリア集計データ」という。）とする。
- 3 前項の県内の特定区域については、別に定める。

(県内観光データの使用)

第4条 県及び参加団体等において使用できる県内観光データは、次の各号に掲げる使用者の区分に応じ当該各号に掲げるデータとする。

- 一 県観光文化スポーツ部の職員及び参加DMO 前条第1項第1号のデータ(エリア集計データに限る。)並びに同条第1項第2号及び第3号のデータ
- 二 参加宿泊事業者 前条第1項第1号のデータ(自施設データ及びエリア集計データ)

(参加申込み及びアカウントの発行)

第5条 DMPへの参加を希望する観光地域づくり法人及び宿泊事業者は、秋田県観光DMP参加申込書(様式第1号。以下「参加申込書」という。)を県に提出し、アカウントの発行を受けるものとする。

- 2 宿泊事業者にあつては、前項の申込みをもって株式会社JTBが定める「宿泊データ分析システム利用規約」に同意し、参加申込書に記載した宿泊施設に係る宿泊者データの宿泊データ分析システムへの提供について同意したものとする。
- 3 宿泊事業者が第1項の参加申込書を提出する場合は、当該宿泊施設の所在地を対象区域とする参加DMOを経由するものとする。

第6条 宿泊事業者に対するアカウントの発行は、第3条第3項の特定区域において原則5施設以上の参加申込みがあった段階で行うものとする。

(アカウントの管理)

第7条 県及び参加団体等は、自己の責任において自らのアカウントを適切に管理するものとし、第三者に譲渡又は貸与若しくは第三者と共有することはできない。

- 2 アカウントの管理が不十分であったこと等により参加団体等に生じた損害については、県は一切の責任を負わないものとする。
- 3 アカウントが第三者によって使用されたことにより県又は別の第三者に損害が生じた場合、参加団体等は県又は別の第三者に対し、当該損害について賠償する責任を負うものとする。

(ダウンロードデータ及び成果物の使用)

第8条 ダウンロードデータの配布及び提示は、原則として使用者の所属する参加団体等内に限るものとする。

- 2 成果物を配布及び公表する場合は、当該成果物においてデータの提供元がDMPである旨を明記するものとする。

(業務委託による使用)

第9条 県及び参加団体等は、第4条各号の規定によりその職員が使用できる格納データの分析等に係る業務を第三者に委託することができる。

2 前項の委託を受けた者は、当該業務に係る仕様書の範囲内でダウンロードデータを使用するものとし、ダウンロードデータ及び成果物の全部又は一部について、その様態を問わず委託者以外の者に開示又は閲覧、使用させることができない。

3 第1項の委託を受けた者は、受託業務の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を再委託することができない。ただし、あらかじめ書面により委託者及び県の承諾を得た場合、この限りではない。

(禁止行為)

第10条 参加団体等がDMPを使用するに当たっては、次の行為又はこれに類する行為をしてはならない。

一 県内観光データ(ダウンロードデータを含む。)及び成果物の全部又は一部について、この規程に定める範囲を超えて使用する行為

二 前号のほか、DMPの運用に当たり県が不相当と判断する行為

2 前項に掲げる行為によって、県又は第三者に損害が生じた場合、参加団体等は当該損害について賠償する責任を負うものとする。

3 県は、参加団体等が第1項に掲げる行為をしたと判断した場合、当該参加団体等によるDMPの利用停止等、必要な処置を行うことができるものとし、この処置により参加団体等に生じた損害について一切の責任を負わないものとする。

(アカウントの利用停止)

第11条 参加団体等から県に対しアカウントの利用停止の申出があった場合、参加団体等において前条第1項の禁止行為に該当する行為があった場合には、当該アカウントの利用を停止するものとする。

2 参加宿泊事業者が前項のアカウントの利用停止の申出をする場合は、秋田県観光DMP利用停止申出書(様式第2号)を当該宿泊施設の所在地を対象区域とする参加DMOを経由して県に提出するものとする。

(参加DMOの役割)

第12条 参加DMOは、第5条第3項に規定する参加申込書等の取りまとめ、県への送付のほか、DMPの運用に関し、対象区域内の参加宿泊事業者及び県との調整を行うものとする。

2 参加DMOは、宿泊事業者のDMPへの参加促進に向け、県と連携して取組を行うものとする。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、DMP に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第14条 DMP の運用に係る庶務は、県観光文化スポーツ部観光戦略課において処理する。

附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 DMP への参加申込み及びアカウントの発行は、施行日前においても第5条の規定の例により行うことができる。
- 3 県内観光データの利用については、当分の間、無料とする。

秋田県観光DMPエリア集計データに係る特定区域について

令和5年12月19日 施行

観光戦略課

秋田県観光DMP運用規程第3条第3項の規定に基づき、特定区域を次のとおり定める。

特定区域（市町村別）	備考
鹿角市	株式会社かづの観光物産公社（地域DMO）の対象区域
大館市・北秋田市・上小阿仁村・小坂町	一般社団法人秋田犬ツーリズム（地域連携DMO）の対象区域
能代市・藤里町・三種町・八峰町	一般社団法人あきた白神ツーリズム（地域連携DMO）の対象区域
男鹿市	一般社団法人男鹿市観光協会DMO推進室（地域DMO）の対象区域
秋田市・潟上市・大潟村・八郎潟町・五城目町・井川町	
大仙市・美郷町	
仙北市	一般社団法人田沢湖・角館観光協会（地域DMO）の対象区域
横手市	一般社団法人横手市観光推進機構（地域DMO）の対象区域
湯沢市・羽後町・東成瀬村	
由利本荘市・にかほ市	